

国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(利益相反アドバイザーの設置及び配置)</p> <p>第3条 本学に利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置き、<u>府中地区及び小金井地区に各1人を配置する。</u></p> <p><u>2 アドバイザーは、理事(総務・財務担当)が選任する。</u></p> <p><u>3 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(利益相反委員会)</p> <p>第7条 本学に、利益相反に関する事項について審議するため、利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(総務・財務担当)</p> <p>(2) 農学研究院副院長又は農学府副府長及び工学研究院副院長又は工学府副府長</p> <p>(3) 農学研究院及び工学研究院から選出された講師以上の教員 各4人</p> <p>(4) 先端産学連携研究推進センターの専任教員 <u>2人</u></p> <p>(5) その他委員長が必要と認めた者</p> <p>3 委員会の委員長は、理事(総務・財務担当)をもって充てる。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(利益相反アドバイザーの設置及び配置)</p> <p>第3条 本学に利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置き、<u>研究支援課長をもって充てる。</u></p> <p><u>2 (削る)</u></p> <p><u>3 (削る)</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(利益相反委員会)</p> <p>第7条 本学に、利益相反に関する事項について審議するため、利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(総務・財務担当)</p> <p>(2) 農学研究院副院長又は農学府副府長及び工学研究院副院長又は工学府副府長</p> <p>(3) 農学研究院及び工学研究院から選出された講師以上の教員 各4人</p> <p>(4) 先端産学連携研究推進センターの専任教員 <u>1人</u></p> <p>(5) その他委員長が必要と認めた者</p> <p>3 委員会の委員長は、理事(総務・財務担当)をもって充てる。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	

附 則 (令和元年7月22日教規程第11号)

この規程は、令和元年7月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。